平成２０年（フ）第５２０号
広島県福山市駅家町大字万能倉1030番地５
破産者　石岡　道子
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成１９年（フ）第３３号
広島県三次市三良坂町三良坂2278番地６
破産者　竹田　信子
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２０年（フ）第６１号
広島県三次市吉舎町海田原502番地
破産者　桑田　典章
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成１９年（フ）第１１９５号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1320番地１　つるいマンション302号室、開始決定時の住所愛媛県伊予郡松前町大字筒井653番地６
破産者　竹田　達也
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成１９年（フ）第９１５号
大分市明野北２丁目７番35―701号　グリーンヒル明野北
破産者　白石　　孝
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第５３５号
大分県別府市浜脇１丁目14番３号大久保アパート
破産者　須藤　和恵（旧姓奥田）
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２号
青森県南津軽郡田舎館村大字畑中字上野８番地１
破産者　菊地　智樹
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第１７５６号
新潟県加茂市栄町18番15号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目12番15号
破産者　安恒　　丞
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２６５７号
横浜市都筑区牛久保西２丁目20番19号　スカイプラザ103号
破産者　金谷　つね
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３３９４号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸７番34号　ラ・スール菱沼海岸Ｉ―204号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目６番11―204号
破産者　金子　政広
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２１１号
愛知県碧南市油渕町３丁目50番地　社会福祉法人長寿会特別養護老人ホームシルバーみどり苑、住民票上の住所愛知県碧南市鷲林町２丁目64番地１　サンライフ山岡205号
破産者　金原工務店こと　金原　照子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１０６号
兵庫県南あわじ市志知佐礼尾256番地４
破産者　酒井　正巳
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第１２１号
兵庫県洲本市五色町鮎原吉田930番地、開始決定時の住所兵庫県洲本市本町５丁目３番17号
破産者　長田美保子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第１０２号
和歌山県田辺市あけぼの55番13号
破産者　山出　直廣
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第１８９号
鹿児島県伊佐市大口山野4363番地１
破産者　北野　京子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成１９年（フ）第１１６２号
熊本県山鹿市鹿北町岩野5358番地１、旧住所福岡県朝倉市下浦2434番地２
破産者　南方　詔雄
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第６１号
熊本県玉名市岱明町浜田100番地
破産者　小桐　洋章
1　破産債権の届出期間　平成21年７月17日まで
2　一般調査期日　平成21年９月28日午後１時30分
平成21年６月26日　熊本地方裁判所玉名支部